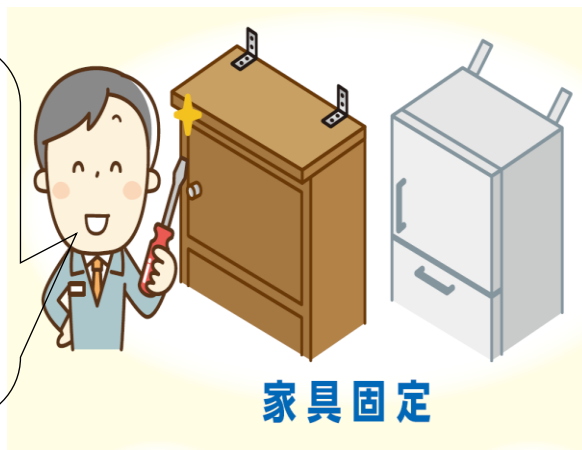


家具転倒防止対策事業の実施

地震発生時の負傷者の大半は、家具や大型家電製品の転倒によるものと様々なデータにより示されております。

紀の川市としましても、大型地震の発生率が高まる今般、何らかの支援策が必要と考え、家具等の転倒から市民の身の安全を守ることを目的として、平成29年度より家具転倒防止金具取付け支援等事業を実施しております。



【支援の内容】

転倒防止金具の取り付けに対する支援事業は、この金具等を取り付けることが困難な世帯（高齢者のみの世帯や介護保険で要介護2～要介護5の認定を受けている方がいる世帯、または、1級～3級の障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯等）に対し、市が指定した取付け業者が**家具等3台（取付費用は市が負担）を上限として取り付ける支援**を行います。
※取付け支援事業の対象者は上記の方以外にもありますので、紀の川市家具転倒防止金具取付け支援等事業実施要綱を参照してください。
※上記の事業は、1世帯当たり1回限りの支援となります。
※過去(平成29年度～令和2年度)にこの事業で補助及び支援を受けた方は、対象外となります。

【申請受付】

期 間：令和3年6月7日（月）～令和4年1月31日（月）
※但し、申請額が予算額に達した時点で終了とします。

受付場所：紀の川市役所危機管理部 危機管理消防課
(本庁3階35番窓口)

※内容の審査、予算の上限管理が必要なため、本庁危機管理消防課（危機管理班）のみの受付となります。ご協力をお願いします。

【交付の手続きの概要】

- ① 紀の川市家具転倒防止金具取付け支援等事業申請書兼承諾書（様式第1号）に、ア）介護保険で要介護2～要介護5の認定を受けている、または、1級～3級の障害者手帳等の交付を受けていることが確認できる書類の写し、イ）転倒防止金具の取り付けが必要な家具等を確認できる写真や見取り図等を添付して提出してください。ウ）市税を納付していることが確認できる書類（納付書兼領収証書（写し）や納税証明書等）を添付して提出してください。
- ② 取付け支援決定した旨を紀の川市家具転倒防止金具取付け支援決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知します。
※転倒防止金具の取付け支援は、取付け支援決定（却下）通知書に記載されている業者が行い、後日、取付け業者から電話等の連絡があります。
- ③ 事前に転倒防止金具を取り付ける家具や取り付ける位置、方法をしっかり打ち合わせし、取り付け後も状態をきちんと確認をしてください。



【お問合せ先】 危機管理消防課：危機管理班
担当：甲佐・山田
〒649-6492 紀の川市西大井338番地
TEL0736-77-1300 FAX0736-77-2514